

## 第2節 計画対象区間及び計画対象期間

### 1 整備計画の対象区間

本計画の対象区間は、武庫川水系の法定河川の区間及び流域とする。

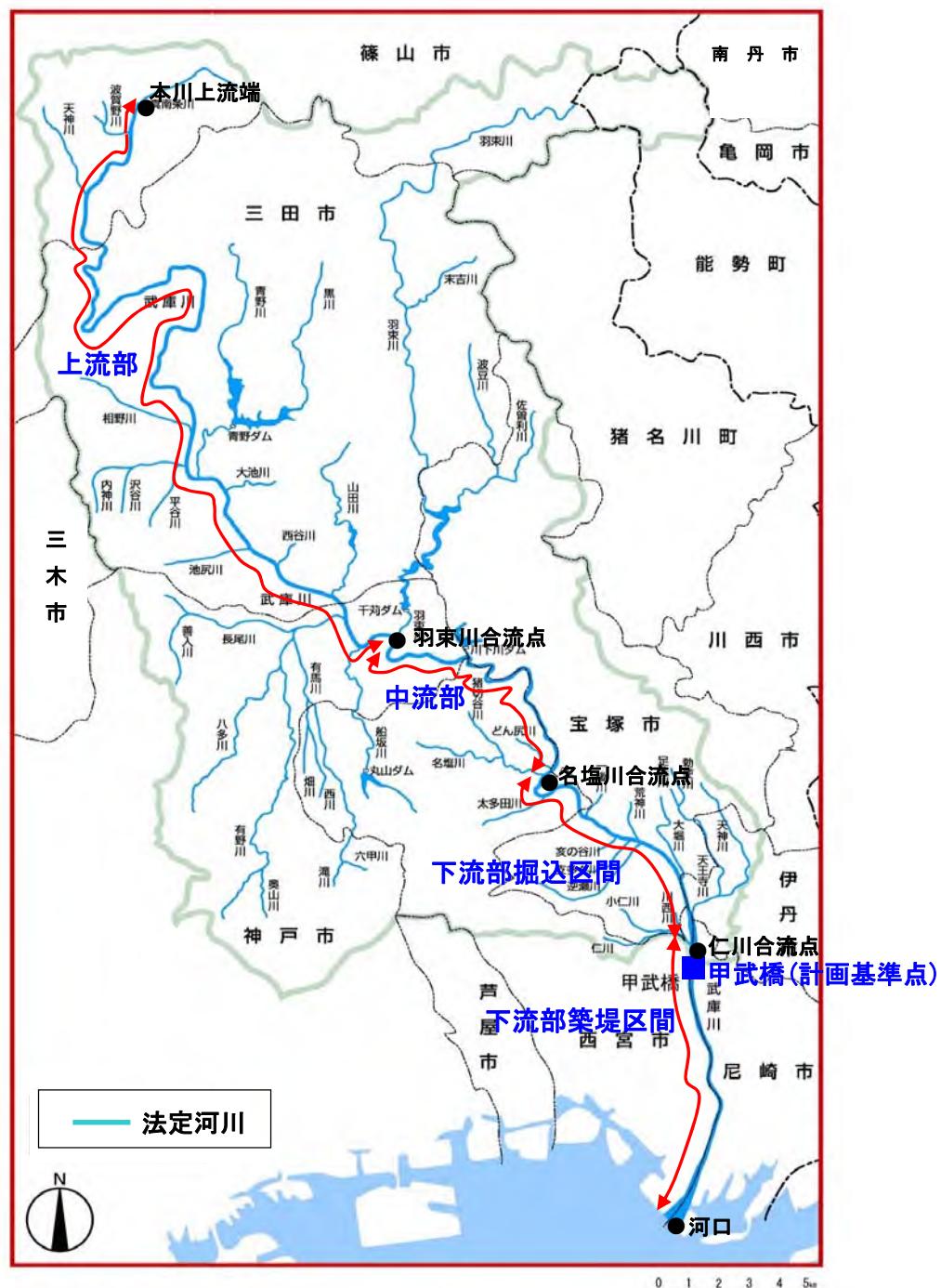


図 3.2.1 河川整備計画の対象区間（武庫川水系の法河川区間）

## 2 整備計画の対象期間

河川整備計画の一般的な計画対象期間は20～30年であるが、下記のことを考慮して、最短の計画対象期間は、概ね20年間とする。

イ) 喫緊の課題に対応するため、早期に整備効果を得ることが必要。

ロ) 下流部築堤区間の河床掘削等の河道対策は、橋梁等の横断工作物の補強または改築が伴うと共に、上下流バランスを守るため下流から逐次工事を進めるため、完成までに20年一定の期間は時間が必要。

なお、社会情勢や経済情勢の変化、観測データや新たな知見の蓄積、洪水などの被害の発生状況等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2)-6, (2)-7

188

(2)  
36

### 第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

戦後最大の洪水である……、想定を超える事態においても……、着実に洪水被害を軽減させるため、河川対策、流域対策、減災対策について目標を設定する。

<第1節、第3節1(1)に記載>

5  
1-2

#### 1 計画基準点における目標流量とその配分

##### (1) 目標流量と設定の考え方

以下に示す想定氾濫区域内の人口・資産や、整備効果の早期発現を踏まえて、本計画の整備目標は、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水から沿川住民の生命や財産を守ることとし、目標の流量を  $3,510\text{m}^3/\text{s}$ <sup>※1</sup> とする。

※1 昭和36年6月27日の実績降雨が将来の土地利用(市街化区域<sup>※2</sup>が全て市街化された状態)に降った場合の計算流量。流出抑制対策や洪水調節施設がなく、上流域での氾濫が生じない場合の甲武橋地点の

ピーク流量。甲武橋基準点における流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量

※2 市街化区域とは「既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7条第2項)」であり、近い将来に市街化される見通しの土地であるため、このことを前提に流出量を算定した。なお、将来の市街地面積に占める現況の市街地面積は概ね80%であり、都市計画で想定した市街化は既に相当進行している。

4  
(1)  
2

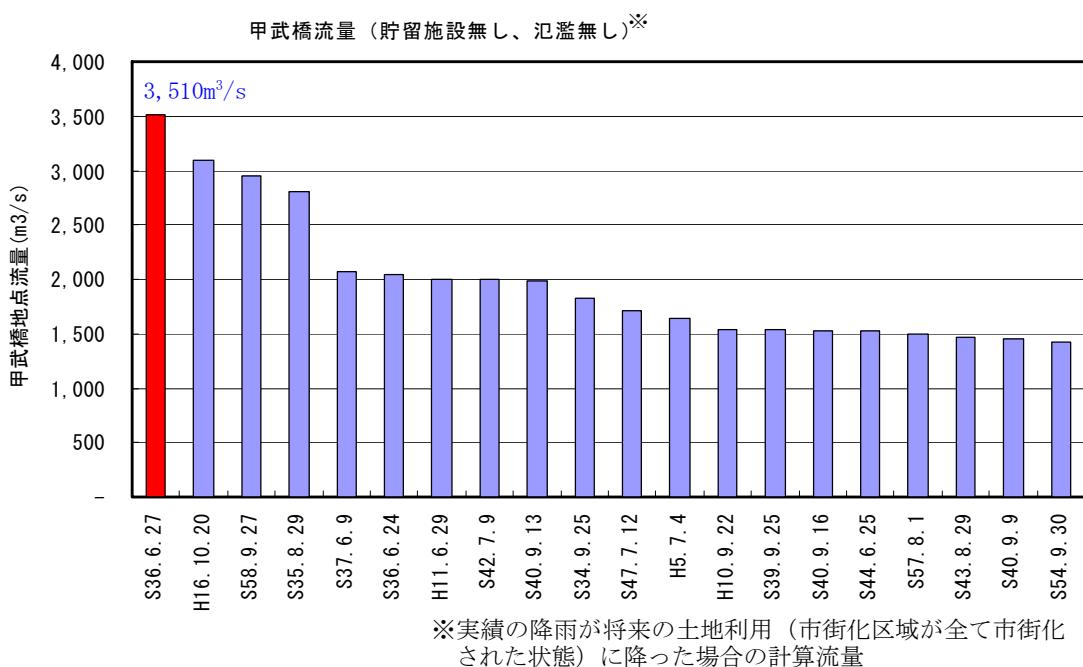


図 3.3.1 武庫川の洪水流量上位 20

## ① 想定氾濫区域内の人口・資産規模

武庫川の想定氾濫区域内の人口・資産規模は、国管理河川の上位クラスと肩を並べている。これら上位クラスの国管理河川や、武庫川と氾濫区域を共有する猪名川の目標水準は、ともに戦後最大洪水となっている。

表 3.34.1 想定氾濫区域<sup>※1</sup>内の人口と資産が  
武庫川に並ぶ国管理河川の目標水準  
(平成 20 年度 第 8 回河川現況調査より)

| 水系名       | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 想定氾濫区域内<br>人口(万人) | 想定氾濫区域内<br>一般資産額(兆円) |     | 整備計画の目標水準<br>(平成21年8月時点) |
|-----------|----------------------------|-------------------|----------------------|-----|--------------------------|
|           |                            |                   | 順位                   | 順位  |                          |
| 荒川        | 2,940                      | 737               | 2                    | 140 | 1 未策定                    |
| 利根川       | 16,840                     | 829               | 1                    | 140 | 2 未策定                    |
| 淀川(猪名川含む) | 8,240                      | 536               | 3                    | 112 | 3 戰後最大洪水                 |
| 大和川       | 1,070                      | 394               | 4                    | 85  | 4 未策定                    |
| 木曾川       | 9,100                      | 268               | 5                    | 49  | 5 戰後最大洪水                 |
| 信濃川       | 11,900                     | 173               | 6                    | 35  | 6 未策定                    |
| 多摩川       | 1,240                      | 165               | 7                    | 31  | 7 戰後最大洪水                 |
| 石狩川       | 14,330                     | 162               | 8                    | 31  | 8 戰後最大洪水                 |
| 庄内川       | 1,010                      | 157               | 9                    | 30  | 9 戰後最大洪水                 |
| 武庫川       | 500                        | 107               | 10                   | 18  | 10 戰後最大洪水                |
| 鶴見川       | 235                        | 74                | 11                   | 14  | 11 戰後最大洪水                |
| 阿賀野川      | 7,710                      | 74                | 12                   | 13  | 12 未策定                   |
| 天童川       | 5,090                      | 68                | 14                   | 13  | 13 戰後最大洪水                |
| 筑後川       | 2,860                      | 70                | 13                   | 12  | 14 戰後最大洪水                |
| 北上川       | 10,150                     | 65                | 15                   | 12  | 15 未策定                   |

### ※1 想定氾濫区域

計画高水位より地盤の高さが低い沿川の地域等、河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域。計画高水位のレベルバック（計画高水位が堤内地の地形にぶつかるところまでを想定氾濫区域とする方法）により区域を設定する。

（河川整備の進捗によって区域は変化しない。）

} 31



写真 3.34.1 武庫川と氾濫区域を共有する猪名川

### ※2 浸水想定区域

現在の河川流域において河川整備の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。  
(河川整備の進捗に応じて区域は縮小する)

## ② 整備効果の早期発現

### ア 検討の考え方

治水対策には、河床掘削、堤防強化、既存利水施設の治水活用、遊水地、新規ダムの建設などの河川対策や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策がある。どのような治水対策を組み合わせれば、基本方針の整備目標である 4,690m<sup>3</sup>/s<sup>※</sup>に向けて、早期に安全性を向上できるのかについて検討してきた。

※甲武橋基準点における流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量

### イ 千歳ダムの治水活用や新規ダム建設の課題

千歳ダムの治水活用や新規ダムの建設は、基本方針における洪水調節施設の分担量である 910m<sup>3</sup>/s の確保に向けた選択肢のひとつであるが、千歳ダムの治水活用については、最近の少雨化傾向を踏まえ、渇水リスクへの対応を不安視する水道事業者との合意形成に、

} 10

新規ダム建設については、環境保全に配慮したとしてもなお、ダム選択への社会的な合意形成に、それぞれ多大な時間要する。また、完成するまでに十数年と時間を要し、その間は整備効果を発揮できない課題もある。

### 37-3 ウ 噫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策の選定

仁川合流点より下流の武庫川下流部は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定される。

また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和 62 年より進めてきた河川改修事業の目標流量  $2,600\text{m}^3/\text{s}$  を超える規模の洪水  $2,900\text{m}^3/\text{s}$  が平成 16 年に発生していることを踏まえると、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。

- 37-2 このため武庫川下流部の築堤区間の安全性の向上を重視して、喫緊の課題に対応でき、 } 3-2
- 37-3 早期かつ着実に整備効果が発揮できる、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。これらの対策を全て実施することで、築堤区間において、戦後最大洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水の流量を安全に流下させることができる。

#### (2) 計画基準点における目標流量の配分

戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水を安全に流下させることを目標とし、流域において流出抑制対策を講じない場合の目標流量は、計画基準点である甲武橋地点において  $3,510\text{m}^3/\text{s}$  とする。

この流量に対し、流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、河川整備計画の目標流量は同地点において  $3,480\text{m}^3/\text{s}$  とする。このうち洪水調節施設により  $280\text{m}^3/\text{s}$  を調節して、河道への配分流量を  $3,200\text{m}^3/\text{s}$  とする。

37  
37-1  
38  
39  
40

表 3.3. 24 河川整備計画において目標とする流量とその配分 } ③1

| 河川名 | 計画基準点 | 整備計画<br>目標流量*              | 河川対策                       |                          | 流域対策                    |
|-----|-------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------|
|     |       |                            | 河道対策                       | 洪水調節施設整備                 |                         |
| 武庫川 | 甲武橋   | $3,510\text{m}^3/\text{s}$ | $3,200\text{m}^3/\text{s}$ | $280\text{m}^3/\text{s}$ | $30\text{m}^3/\text{s}$ |

\*流域において流出抑制対策を講じない場合の目標流量

## 2 河川対策

### ① 下流部築堤区間（河口～仁川合流点）

下流部の築堤区間ににおいては、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s(甲武橋基準点)を安全に流下させることを目標とする。流域において流出抑制対策を講じない場合の目標流量は、計画基準点である甲武橋地点において3,510m<sup>3</sup>/sとする。この流量に対し、流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、河川整備計画の目標流量は同地点において3,480m<sup>3</sup>/sとする。このうち洪水調節施設により280m<sup>3</sup>/sを調節して、河道への配分流量を3,200m<sup>3</sup>/sとする。

37

37-1

38

39

40

## ② 下流部掘込区間（仁川合流点～名塩川合流点）

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施

設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m<sup>3</sup>/s(生瀬地点)を河道内で流下させ、

③ 暫定的に浸水溢水被害の防止を図る。

当面は、平成16年台風23号で浸水被害の生じた生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区について、生瀬大橋下流の整備済区間と同水準の流量(1,900m<sup>3</sup>/s)を安全に流下させるとともに、平成16年台風23号(生瀬地点2,600m<sup>3</sup>/s)による再度災害を防止する。

105-2

125-2

## ③ 中流部(名塩川合流点～羽束川合流点)

中流部の武田尾地区においては、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、

流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m<sup>3</sup>/s(武

田尾地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水溢水被害の防止を図る。

105-2

125-2

当面は、近年浸水被害が生じた平成16年台風23号(武田尾地点2,400m<sup>3</sup>/s)による再度災害を防止する。

## ④ 上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川

整備水準は原則として戦後最大洪水とし、戦後最大洪水流量を安全に流下させることを目標とする。ただし、最上流部の篠山市域を流れる武庫川及び波賀野川では、戦後最大洪水は平成8年8月洪水であるが、直下流の整備済区間の流下能力を考慮し、戦後第2位の昭和36年6月27日洪水流量を安全に流下させることを目標とする。

表3.3.32 整備目標流量

③

| 河川名       | 市域  | 整備目標流量※<br>(m <sup>3</sup> /s) | 備考                  |
|-----------|-----|--------------------------------|---------------------|
| 武庫川及び真南条川 | 篠山市 | 110                            | 昭和36年6月27日洪水(戦後第2位) |
| 大堀川       | 宝塚市 | 50                             | 昭和58年9月26日洪水(戦後最大)  |
| 荒神川       | 宝塚市 | 39                             | 昭和58年9月26日洪水(戦後最大)  |
| 波豆川       | 宝塚市 | 160                            | 昭和36年6月27日洪水(戦後最大)  |
| 波豆川       | 三田市 | 65                             | 昭和36年6月27日洪水(戦後最大)  |
| 山田川       | 三田市 | 100                            | 昭和36年6月27日洪水(戦後最大)  |
| 大池川       | 三田市 | 40                             | 昭和36年6月27日洪水(戦後最大)  |
| 相野川       | 三田市 | 45                             | 昭和36年6月27日洪水(戦後最大)  |
| 波賀野川      | 篠山市 | 25                             | 昭和36年6月27日洪水(戦後第2位) |

※ 整備区間流末地点の流量

## ⑤ 下流部築堤区間及び支川の堤防強化（本川：南武橋～仁川合流点、支川：天王寺川、天神川）

武庫川下流部の築堤区間及び沿川が市街化した天井川である天王寺川、天神川において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。さらに、計画高水位以上の洪水に対して少しでも堤防を粘り強くするための堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。

①  
①-1  
9

## 3 流域対策

県及び流域市が共同して定める「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において  $30m^3/s$  とする。

また、付加的な流出抑制効果が期待できる森林の保全等についても、流域市等と連携して、森林所有者等住民の理解と協力を得て取り組んでいく。

13  
7  
7-1  
162  
20

## 4 減災対策

近年、地球温暖化に伴うの気候変化変動等に起因する集中豪雨の多発傾向などを踏まえ、

①-4, 5 (31) 計画規模を上回るいわゆる超過洪水や整備途上段階で河川の施設流下能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。

## 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

### 1 正常流量の確保

③ 河川の流況については、生瀬大橋地点で過去 12 年間（平成 5～16 年）の最小の渴水流量が  $1.43m^3/s$  となっており、概ね正常流量  $1.5m^3/s$  を満足しているが、既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）の確保より豊かな流量の確保に努める。

146-2

### 2 緊急時の水利用

渴水により、水利使用が困難となるおそれがある時には、被害を最小限に抑えるため、利水者間での相互調整が円滑に行われるよう必要な情報提供に努めるとともに、関係機関及び利水者と連絡体制を構築したうえ、相互に連携しそうつ、広域的な水融通の円滑化に取り組む。また、震災などの緊急時には、河川水を消火用水、生活用水などに利用できるよう配慮する。

75  
75

### 3 健全な水循環の確保

健全な水循環系を確保するために、関係機関や地域住民と連携して、森林や農地の水源かん養機能など、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全等に努める。

} ③1

## 第5節 河川環境の整備と保全に関する目標

### 1 動植物の生活環境の保全・再生

河川整備に際しては、「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」を適用し、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努める。

原則1：流域内での種の絶滅を招かない

原則2：流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する

### 2 良好的な景観の保全・創出

魅力ある地域の景観を保全・創出するために、河川景観と川沿いの景観を一体のものとして捉えるとともに考え、川が本来有する自然景観を基調として、上流域の田園景観、中流域の武庫川峡谷の自然景観、下流域の都市景観など、周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。

} 140

### 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保

人と河川の豊かなふれあいについては、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に努める。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。

### 4 水質の向上

水質については、下水道整備を進めるとともに、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境などを考慮し、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上に努める。

## 第4章 河川整備の実施に関する事項

### 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河床掘削や堤防強化等の河川対策、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策、避難に必要な河川情報の提供等を行う減災対策を組み合わせた、総合的な治水対策を実施する。

100-2 なお、実施にあたっては、流水の正常な機能の維持や生物多様性の保全などに配慮した川づくりを行った。河川整備については、武庫川下流部の築堤区間の安全性を重視した。これは、仁川合流点より下流は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定されることを考慮したためである。

また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量 $2,600\text{m}^3/\text{s}$ を超える規模の洪水 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ が平成16年に発生していることを踏まえると、築堤区間ににおける流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。

このため、喫緊の課題に対応でき、早期に整備効果が發揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。

これらの対策を全て実施することにより、武庫川下流部の築堤区間ににおいて、戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水の流量を安全に流下させることができる。

## 1 河川対策

### (1) 河道対策

#### ① 下流部築堤区間（河口～JR東海道線橋梁下流）

戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水を青野ダム等で洪水調節した後の河道への配分流量 $3,200\text{m}^3/\text{s}$ に対して流下能力が不足している、河口からJR東海道線橋梁下流までの河床掘削、低水路拡幅、高水敷掘削を行う。

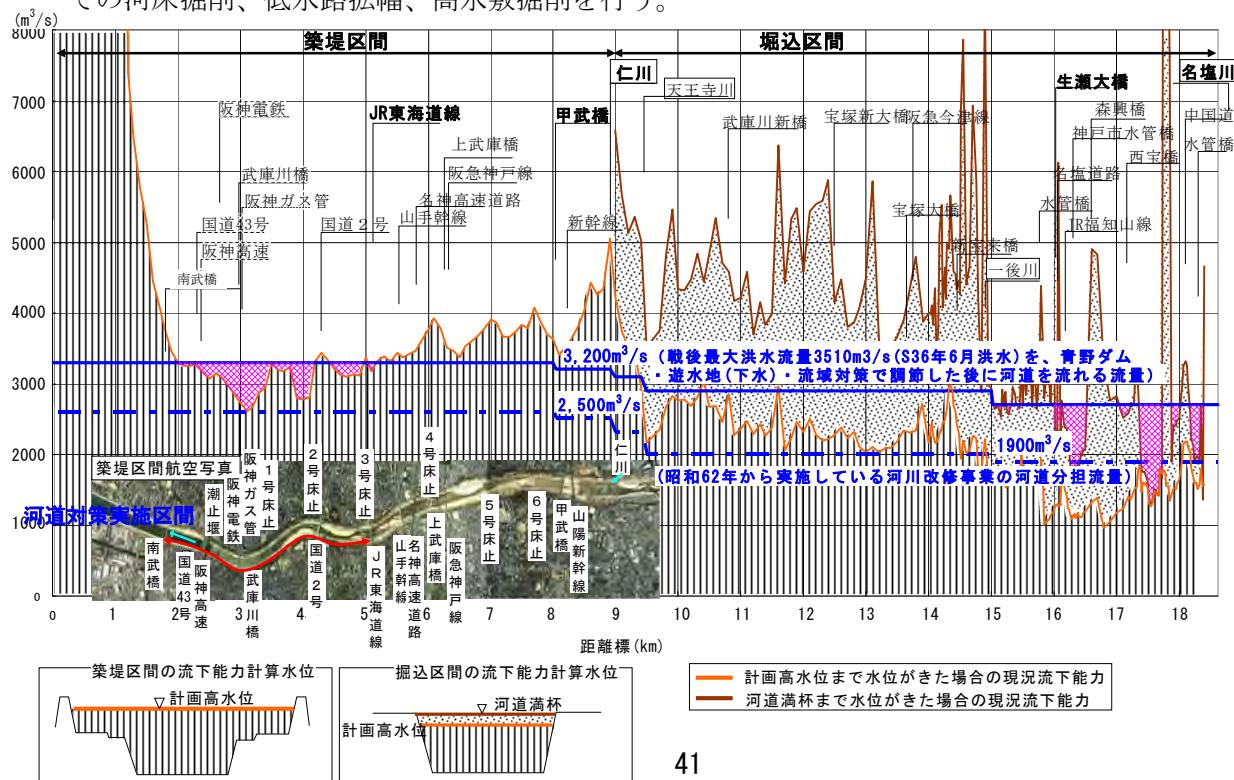


図4.1.1 現況流下能力と河道への配分流量

具体的には、河道への配分流量  $3,200\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所で低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。

河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周農の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。



図 4.1.2 施行の場所

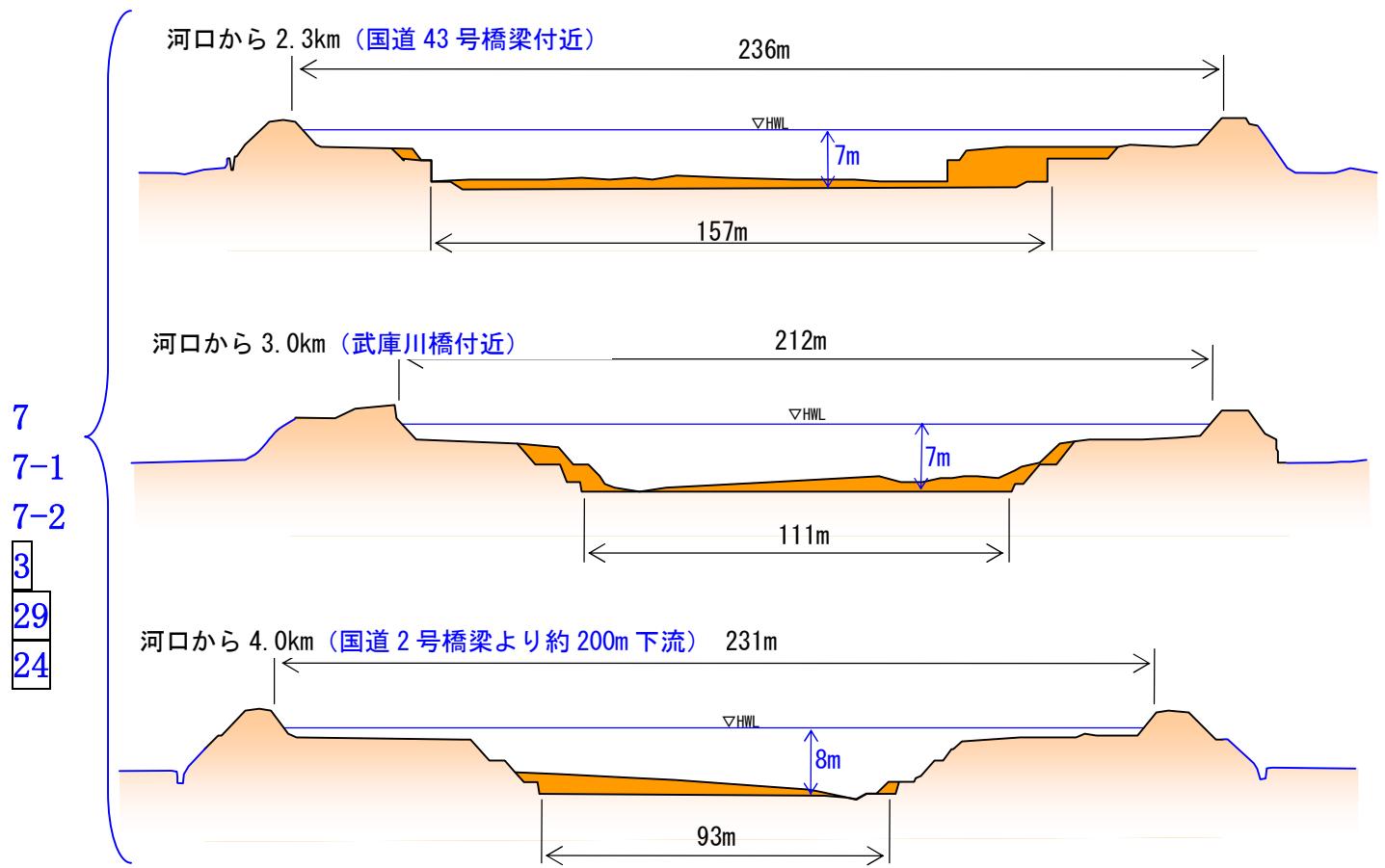


図 4.1.3 整備横断イメージ

は掘削部分 29-1

7-3 { ※事業実施にあたっては、「第3節 河川環境の整備と保全に関する事項」に基づいて河道断面を検討し整備する。  
※断面イメージ図は、河川の上流側から下流側を眺めたものである。

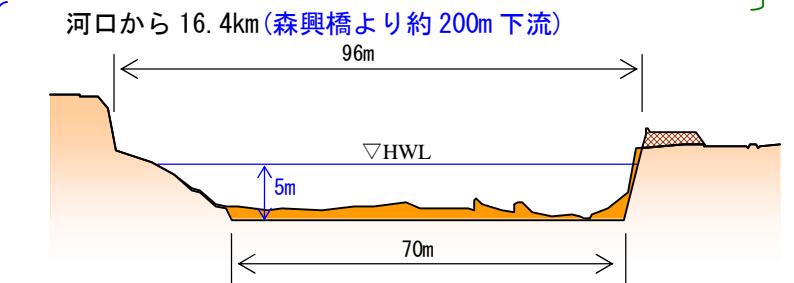
## ② 下流部掘込区間（仁川合流点～名塩川合流点）

掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量  $2,700\text{m}^3/\text{s}$ )に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量  $1,900\text{m}^3/\text{s}$ )を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点  $2,600\text{m}^3/\text{s}$ )による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し河道拡幅、河床掘削等を実施する。

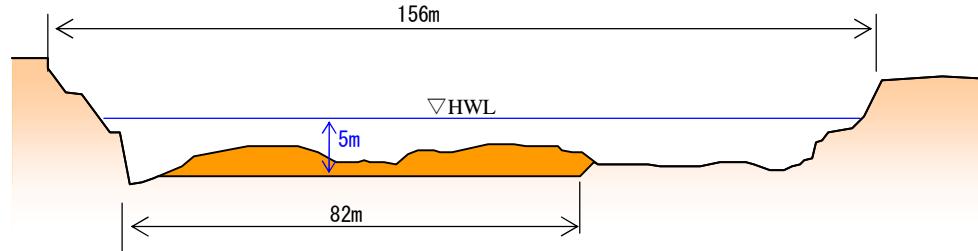


図 4.1.4 施行の場所

7  
24  
29



河口から 16.4km(森興橋より約 200m 下流)



河口から 17.0km(西宝橋より約 200m 下流)

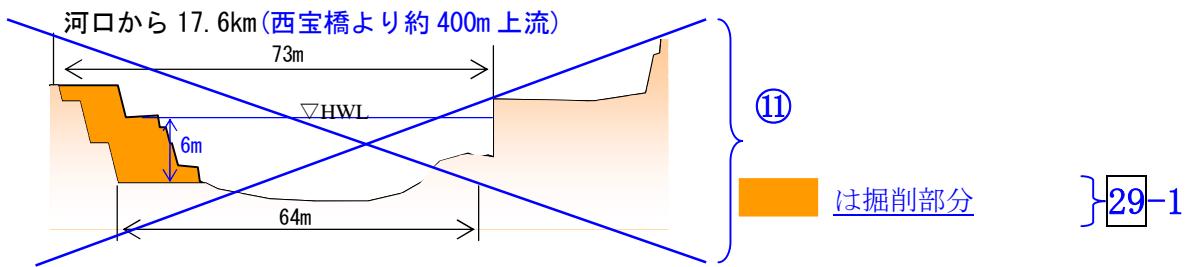


図 4.1.5 整備横断イメージ

※事業実施にあたっては、「第3節 河川環境の整備と保全に関する事項」に基づいて河道断面を検討し整備する。  
※断面イメージ図は、河川の上流側から下流側を眺めたものである。

7-3

125

11

29-1

### ③ 中流部(名塩川合流点～羽東川合流点)

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水([武田尾地点における河道への配分流量 2,600m<sup>3</sup>/s](#))に対しパラペット等による溢水対策を検討し実施する。

当面は、地元住民の意向を踏まえながら、平成16年台風23号洪水([武田尾地点 2,400m<sup>3</sup>/s](#))による再度災害の防止対策を検討し実施する。

126-1

### ④ 上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川

それぞれの目標流量([表 3.3.2 参照](#))を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行なう。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

126-1

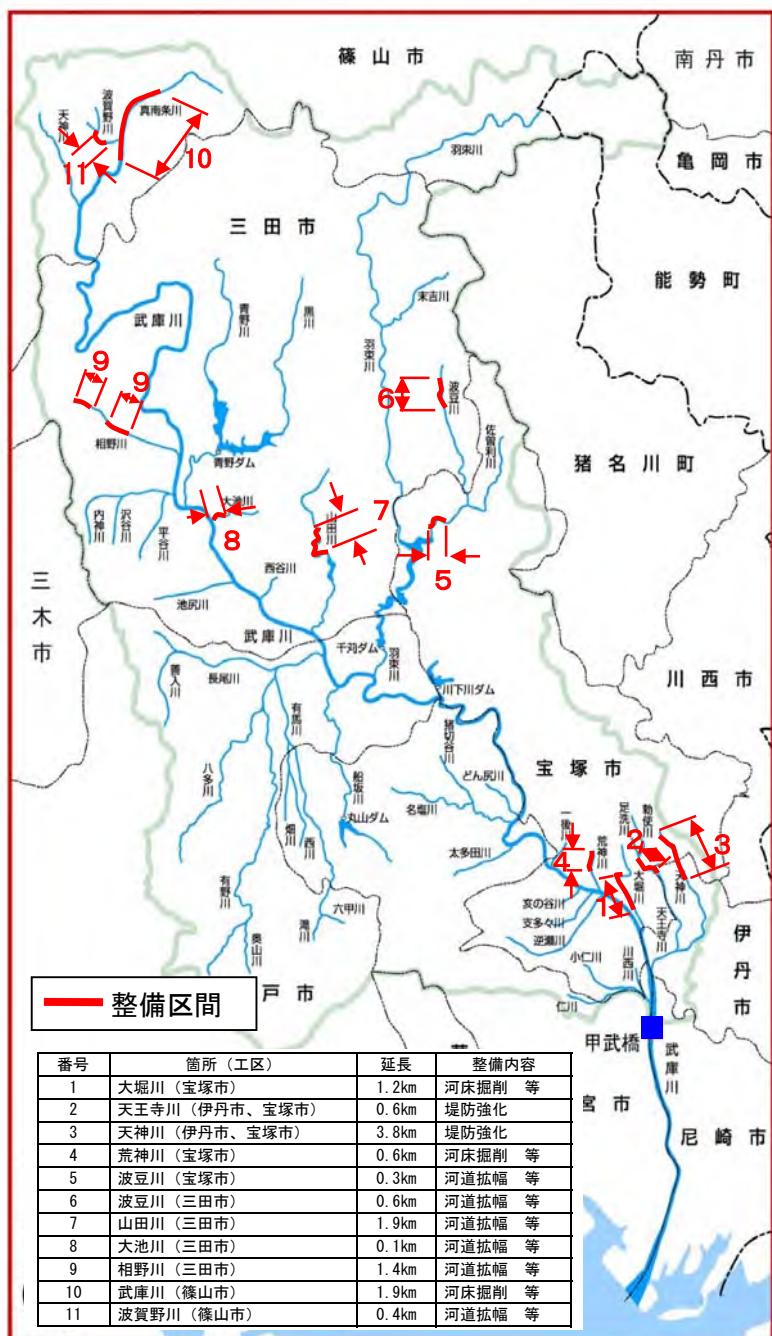


図 4.1.6 施行の場所

24  
29  
79

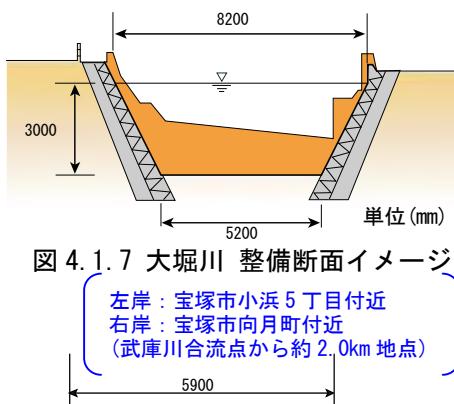


図 4.1.7 大堀川 整備断面イメージ  
 左岸：宝塚市小浜 5 丁目付近  
 右岸：宝塚市向月町付近  
 (武庫川合流点から約 2.0km 地点)

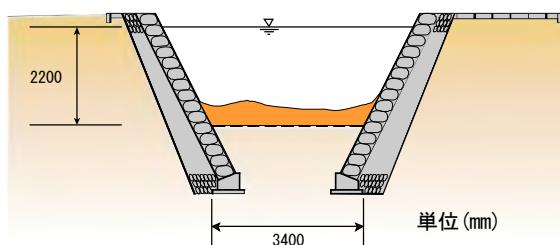


図 4.1.9 荒神川 整備断面イメージ

左岸：宝塚市清荒神 1 丁目付近  
 右岸：宝塚市川面 1 丁目付近  
 (武庫川合流点から約 0.6km 地点)

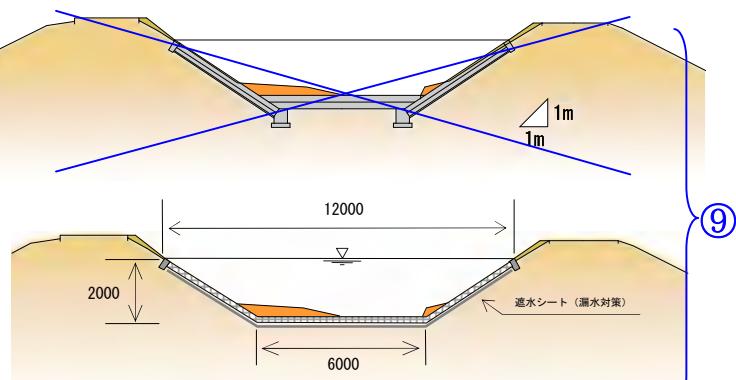


図 4.1.8 天王寺川・天神川の堤防強化イメージ  
 伊丹市荻野付近(武庫川合流点から約 4.5km 地点)

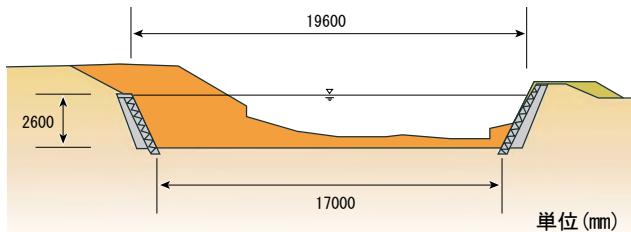


図 4.1.10 波豆川(宝塚市)整備断面イメージ  
 宝塚市大原野付近(武庫川合流点から約 7.0km 地点)

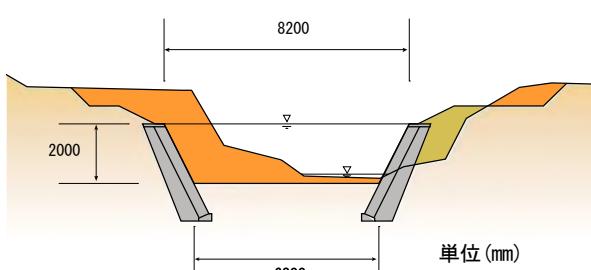


図 4.1.11 波豆川(三田市)整備断面イメージ  
 三田市波豆川地区付近(武庫川合流点から約 11.5km 地点)

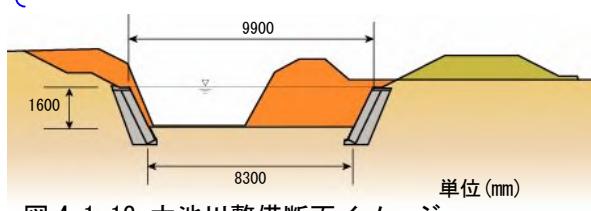


図 4.1.13 大池川整備断面イメージ  
 三田市福島地区付近(武庫川合流点から約 0.2km 地点)

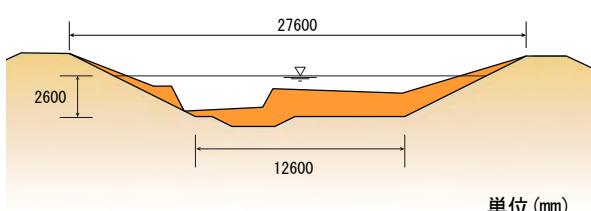


図 4.1.15 武庫川(篠山市域) 整備断面イメージ  
 篠山市当野付近(篠山・三田市境から約 5.6km 地点)

は掘削部分

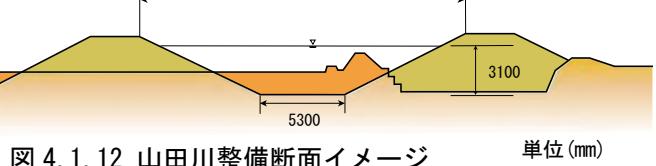


図 4.1.12 山田川整備断面イメージ  
 三田市香下地区付近(武庫川合流点から約 4.5km 地点)

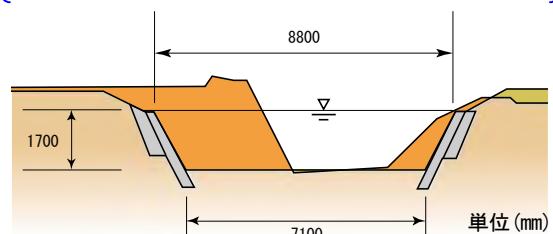


図 4.1.14 相野川整備断面イメージ  
 三田市下相野地区付近(武庫川合流点から約 2.5km 地点)

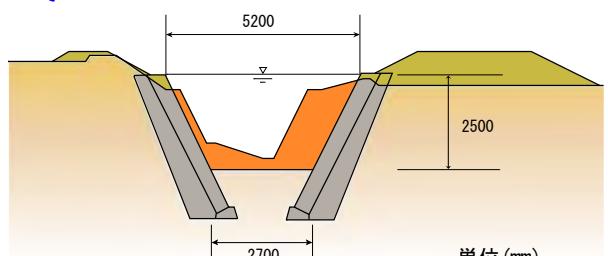


図 4.1.16 波賀野川整備断面イメージ  
 篠山市波賀野付近(武庫川合流点から約 1.0km 地点)

29-1

7-3

※事業実施にあたっては、「第3節 河川環境の整備と保全に関する事項」に基づいて河道断面を検討し整備する。  
 ※断面イメージ図は、河川の上流側から下流側を眺めたものである。

## ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）

築堤区間全区間 14.4km を対象に、計画高水位以下の洪水に対する浸透対策として、ドレーン工法等の浸透対策を実施する。さらに、護岸工による侵食対策として護岸工を設置を実施する。実施にあたっては、平成 14 年度に行った「武庫川堤防技術検討委員会」※の検討結果を踏まえ、比較的安全度が低い 4.4km の区間から順次整備を進める。ドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。

8-6  
186  
23-1 } この際、堤防や高水敷上の樹木に配慮したうえで、水害リスクと事業の必要性、工事概要について地域住民への周知を図る。また、堤防や高水敷上の樹木に配慮したうえで、工事の際に伐採がに必要になるな樹木の扱い伐採の考え方について地域住民への周知を図り、の理解と協力を得るよう合意形成に努める。

8-3 } また、橋脚の影響により流水の乱れが発生しやすい橋梁上下流部や、湾曲により水位が上昇しやすい水衝部等、治水上特に注意が必要な個所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して少しでも堤防を粘り強くする堤防を決壊しにくくするための浸透対策、侵食対策及び卷堤等による越水対策の実施についても検討し、可能なものから実施する。併せて、堤防裏法面に近接位置する一部の家屋等の対応についても検討する。での護岸強化も実施して、想定を超える水位上昇にも備える。なお、武庫川下流部の築堤区間ににおいては、平成 14 年度に行った「武庫川堤防技術検討委員会」※の検討結果を踏まえ、比較的安全度が低い 4.4km の区間から順次整備を進める。

※ 堤防の各種調査を行い、洪水等に対する安全性を評価し、安全水準を満たさない場合は堤防強化対策の検討を行うため、平成 14 年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会



図 4.1.17 施行の場所



写真 4.1.1  
ドレーン工法※の施工例

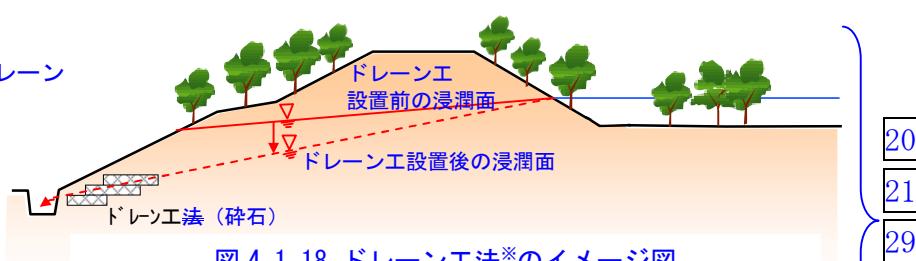


図 4.1.18 ドレーン工法※のイメージ図

※河川水位の上昇等により堤防が水で飽和すると、堤防を構成する土がゆるみ、堤防のり面が崩れて、破堤を引き起こすことがある。そこで、川裏側の堤防の法尻に碎石を設置して堤体内の水を速やかに排水し、堤防のり面の崩れを防止する工法がドレーン工法である。(写真 2.2.4 参照)

## (2) 洪水調節施設の整備

遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において $280\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行う。

### ① 新規遊水地の整備

武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。



図 4.1.19 施行の場所

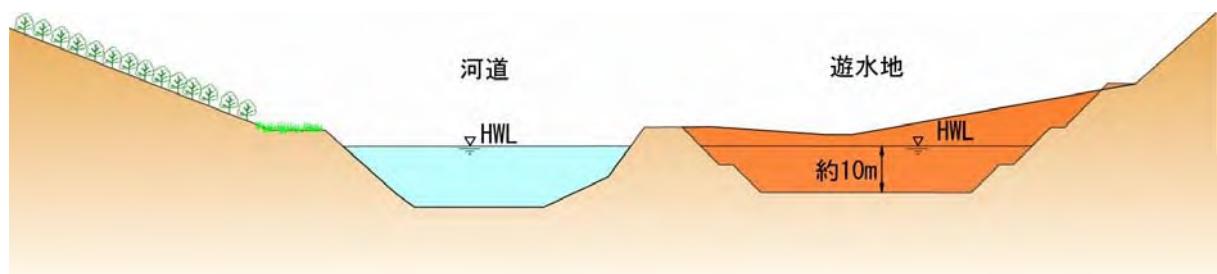


図 4.1.20 新規遊水地の構造図

## ② 青野ダムの活用

既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大して、洪水調節量の増大を図る。洪水調節容量の拡大にあたっては、洪水発生までに予備放流水位に水位低下が可能で、かつ、利水面でも貯水位の回復が見込めるなど利水上支障がないことが前提条件となる。予備放流開始雨量の設定等について試行し、その結果を踏まえて操作規則を適切に変更して青野ダムの活用を図る。



写真 4.1.42 青野ダム

表 4.1.1 青野ダム諸元

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 洪水調節容量  | 600 万 $m^3$<br>(現在 560 万 $m^3$ ) |
| 内予備放流容量 | 120 万 $m^3$<br>(現在 80 万 $m^3$ )  |
| 利水容量    | 930 万 $m^3$                      |

} ③

## ③ 洪水調節施設の継続検討

本計画の策定にあたっては、千苅ダムの治水活用や、武庫川峡谷での新規ダム建設についても検討を実施した。いずれの対策も基本方針における洪水調節施設の分担量である  $910m^3/s$  の確保に向けた選択肢 のひとつであるが、実現可能性を見極めるのに今なお時間が必要である。具体的には、千苅ダムの治水活用は、最近の小雨化傾向を踏まえた渇水リスクへの対応の立場にある水道事業者との合意形成に、新規ダム建設については、環境保全に配慮したとしてもなお、ダム選択への社会的な合意形成に、それぞれ多大な時間を要する。また、完成するまでに十数年と時間を要し、その間は整備効果を発揮できない課題もある。

そこで、戦後最大洪水に対応することを整備目標として、早期に整備効果の発現が期待できる河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備に取り組むこととした。

しかしながら、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成 21 年 8 月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、河川整備基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。

したがって、千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。

表4.1.2 河川整備を実施する区間

| 河川      |           | 施工の場所 |                                   | 区間延長   | 整備内容                    |
|---------|-----------|-------|-----------------------------------|--------|-------------------------|
| 下流部     | 築堤区間      | ①     | 河口～5.0k<br>(河口<br>～JR 東海道線橋梁下流)   | 5.0km  | 河床掘削<br>高水敷削<br>低水路拡幅 等 |
|         |           | ②     | 1.8k～9.0k<br>(南部橋～仁川合流点)          | 14.4km | 堤防強化<br>(浸透対策、侵食対策)     |
|         | 掘込区間      | ③     | 9.0k～15.9k                        | 6.9km  | 護岸整備、ハーベット等による溢水対策      |
|         |           | ④     | 15.9k～18.4k<br>(生瀬大橋～名塩川合流点)      | 2.5km  | 河床掘削、河道拡幅等              |
|         | 中流部       | ⑤     | 武田尾地区                             | 1.2km  | ハーベット等による溢水対策           |
|         | 洪水調節施設    | ⑥     | 青野ダムの活用                           | —      | 予備放流量の拡大                |
|         |           | ⑦     | 新規遊水地の整備                          | —      | 遊水地                     |
| 上流部及び支川 | 大堀川       | ⑧     | 西田川橋～西ノ町橋<br>(宝塚市)                | 1.2km  | 河床掘削 等                  |
|         | 天王寺川      | ⑨     | 伊丹市荒牧～宝塚市中筋<br>(伊丹市、宝塚市)          | 0.6km  | 堤防強化                    |
|         | 天神川       | ⑩     | 伊丹市萩野西～宝塚市山本西<br>(伊丹市、宝塚市)        | 3.8km  | 堤防強化                    |
|         | 荒神川       | ⑪     | 国道176号～荒神橋<br>(宝塚市)               | 0.6km  | 河床掘削 等                  |
|         | 波豆川       | ⑫     | 滝本橋～島橋<br>(宝塚市)                   | 0.3km  | 河道拡幅 等                  |
|         | 波豆川       | ⑬     | 中河原橋～護魔池<br>(三田市)                 | 0.6km  | 河道拡幅 等                  |
|         | 山田川       | ⑭     | 山田滑谷ダム上流1,050m<br>～砥石橋上流500m(三田市) | 1.9km  | 河道拡幅 等                  |
|         | 大池川       | ⑮     | JR福知山橋梁～<br>国道176号上流50m(三田市)      | 0.1km  | 河道拡幅 等                  |
|         | 相野川       | ⑯     | 洞橋～2級河川上流端<br>(三田市)               | 1.4km  | 河道拡幅 等                  |
|         | 武庫川及び真南条川 | ⑰     | 岩鼻橋～山崎橋<br>(篠山市)                  | 1.9km  | 河床掘削 等                  |
|         | 波賀野川      | ⑱     | JR福知山線橋梁～西角橋<br>(篠山市)             | 0.4km  | 河道拡幅 等                  |

注) 河道対策の掘削イメージは図4.1.3、図4.1.5、図4.1.7～図4.1.16参照

} ⑩

} ⑪

} 29-1

29

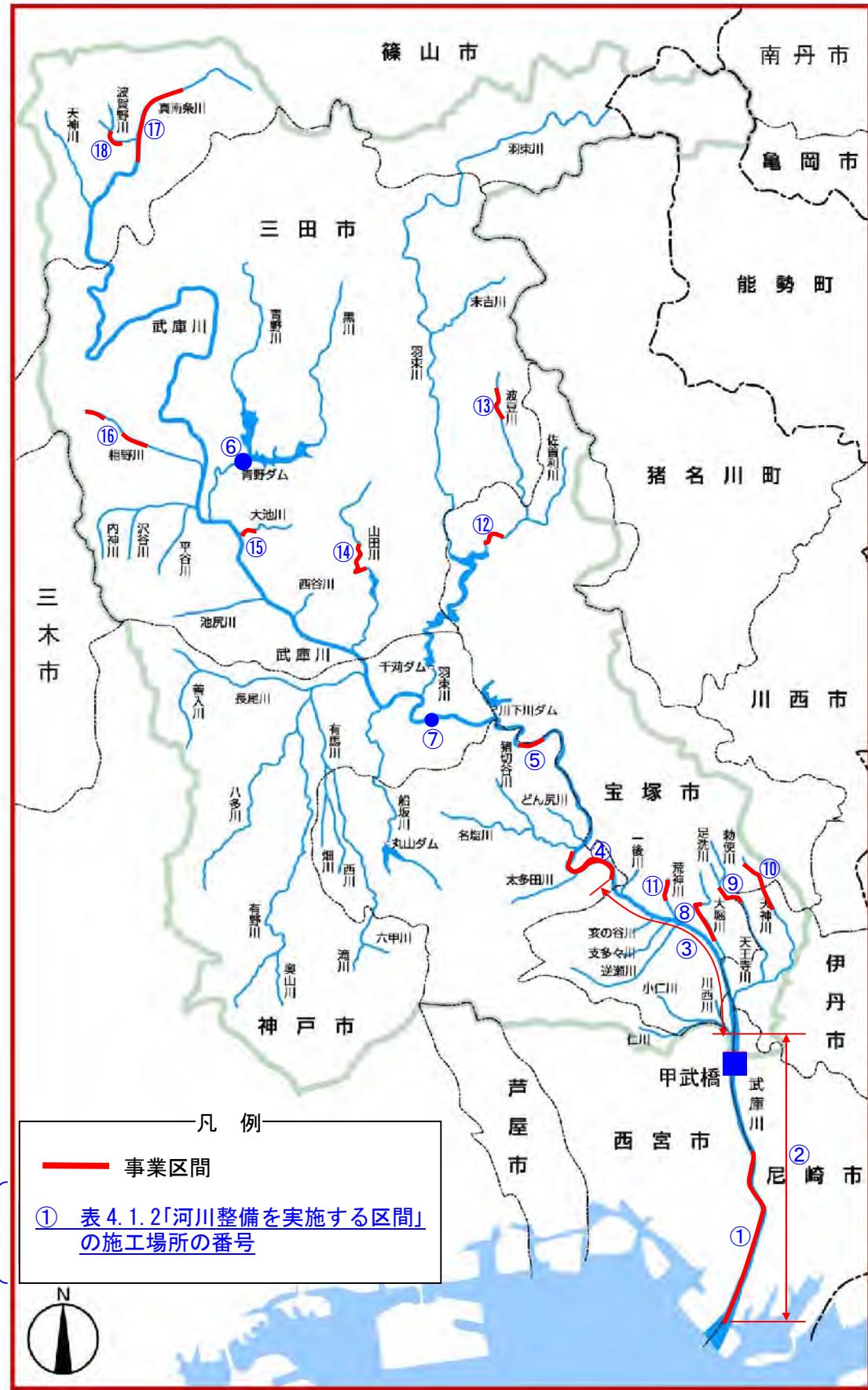


図4.1.21 河川対策の施工の場所

## 2 流域対策

流域対策については、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流城市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置して、以下の点を踏まえ、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定し、県と流城市が協力して整備を進める。

流域対策を行う学校、公園、ため池等は、住民等が利用していることから、流城市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策啓発活動を推進する。

県は、流城市と連携、協力し流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等により、甲武橋基準点において 30m<sup>3</sup>/s の流出抑制を図る。これまで行ってきた、開発に伴う防災調整池の設置指導のほか、加えて、市街化の進展が雨水の流出量を増加させることから、流域内の開発に対して流出抑制に努めるよう流域各市に働きかける。

15 { さらに流域内の開発に伴う防災調整池の設置についても、指導の対象となる面積の引き下げ、調整池の恒久化など、指導強化に向けた検討を行う。 } 84 (10)

17 { その他、付加的な流出抑制効果が期待できる人工林の間伐や県民緑税を活用した災害に強い森づくり事業などの森林整備、水田の保全やモデル事業で実現可能性を検討している貯留機能の活用、公共施設での貯留・浸透施設の設置、その他各戸への雨水貯留タンクの設置、道路側溝の浸透化など、雨水貯留・浸透の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。 } 130-1 93 82-2 130-2, 3 131-3

さらに、モデル事業で実現可能性を検討している水田貯留やその他公共施設での貯留・浸透施設の設置等についても、促進するよう努める。

148 { また、流域対策を行う学校、公園、ため池等は、住民等が利用していることから、流城市等と連携して、雨水を貯留することによる利用上の影響とその必要性について、啓発活動を推進する。 }



写真 4.1.3 水田貯留

### 3 減災対策

減災対策については、計画規模を上回るなどいわゆる超過洪水等により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを認識し、以下の対策を進める。 } 31  
1-6

減災対策における県の役割は、水害リスクを含む減災に関する情報を流城市に発信しと共有すること、が図れるよう県・流城市相互の連携強化を図ること、とともに、避難対策など流城市が避難対策等の施策を実施するにあたり、指導・技術的助言及びその他の援助を行うことなど、減災対策を進めやすいような環境整備を一層推進することにある。 } 85-1

このため、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流城市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置して、以下の点を踏まえ、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定し、県と流城市が協力して進める。  
具体的には、流城市と協力し住民に直接的に働きかけて、水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知啓発、洪水時の避難に必要な河川情報の提供など、水害時の被害を小さくする減災対策を次の4項目を柱として推進する。 } 85-2

なお、減災対策の推進にあたっては、県の「ひょうご治山・治水防災実施計画」、県・流域各市の地域防災計画を踏まえて実施する。 } 87

#### (1) 水害リスクに対する認識の向上（知る）

我がまちを歩く体験型講座の実施など、住民に直接的に働きかけて水害リスクに対する認識の向上を図る。

#### (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）

武庫川下流部を対象とした洪水予報河川への指定や、公開している河川監視カメラ画像の継続配信など、住民の避難判断等に必要な情報を迅速に提供すると共に大規模洪水を想定した実践的な演習の実施など、水防体制の強化を図る。 } 89

#### (3) 的確な避難のための啓発（逃げる）

住民主体のハザードマップづくりを支援するなど、洪水時に住民が的確に避難できるような体制整備を進める。

#### (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）

水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け検討すると共に水害からの復旧の備えを啓発する。 } 84-1  
136  
127-1  
(10)

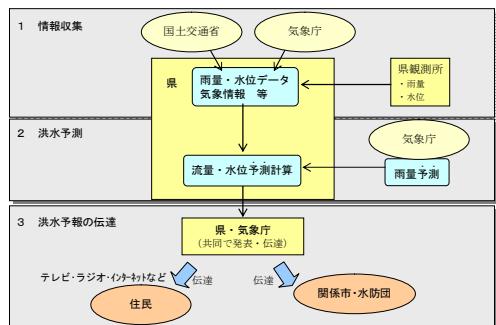


図 4.1.22 洪水予報河川の指定



写真 4.1.4 河川監視カメラ画像の配信



写真 4.1.5 住民主体のハザードマップづくり



写真 4.1.6 水害からの復旧の備え  
(兵庫県住宅再建共済制度)

表 4.1.3 河川整備計画の実施概要

| 項目   | 河川整備計画   |   |  |  | (参考)<br>河川整備<br>基本方針    |  |
|------|--|---|--|--|-------------------------|--|
|      | 内容   |   | 甲武橋地点<br>流量配分                          | 甲武橋地点<br>流量配分                              |                         |  |
| 整備目標 | 戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水から沿川住民の生命や財産を守ることを基本とする。   |   | 整備の考え方 <sup>※1</sup><br>(整備期間概ね 20 年間) | 前半期  | 後半期                     |  |
| 河川対策 | (1) 下流部築堤区間 (河口～JR 東海道線橋梁手前)   | 低水路拡幅   | 前半期での完成を目指す +100                       | ※2   | ↓<br>3,200<br>m³/s      |  |
|      |  | 高水敷掘削   | 前半期での完成を目指す +200                       | ※2   |                         |  |
|      |  | 河床掘削  | 下流から順次掘削 +400                          | ※2   |                         |  |
|      | (2) 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点) <sup>※4</sup>   | 溢水浸水対策 (護岸整備、パラペット等)                            |  | 未整備区間の整備後、 <u>溢水浸水対策</u> を行う               | 1-2                     |  |
|      |  | 当面は、生瀬大橋上流の未整備区間において、<br><u>河道拡幅、河床掘削等</u> を実施。 |  |  |                         |  |
|      |  | (3) 下流部築堤区間の堤防強化 (南武橋～仁川合流点)                    |  |  | 11                      |  |
|      |  | 計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策                         |  | 前半期での完成を目指す                                |                         |  |
|      | (1) 新規遊水地の整備   | 武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地を整備。                  |  | +20 <sup>※2</sup>                          | 220<br>↓<br>280<br>m³/s |  |
|      |  | (2) 青野ダムの活用                                     |  | 予備放流開始雨量の設定等について試行した後、 <u>早期排水</u> の運用を目指す | +40 <sup>※2</sup>       |  |
| 流域対策 | 学校、公園、ため池を利用した貯留施設等を整備。  |   | 順次整備する                                 | 30m³/s <sup>※5</sup>                       | 80m³/s                  |  |
| 減災対策 | 4 項目を柱として推進する。<br>(1)水害リスクに対する認識の向上 (知る)<br>(2)情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)<br>(3)的確な避難のための啓発 (逃げる)<br>(4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える) |   |  |  | ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。 |  |

※1 整備予定期をわかりやすく示すために、参考に整備の考え方を記載した。整備にあたっては関係機関等との調整が必要となるため、整備時期が変更になることがある。

※2 対策毎の整備効果をわかりやすく示すために、参考に概ねの整備効果量を記載した。

※3 (2)は甲武橋地点の上流であり、(3)は堤防の質的改良であるため、甲武橋地点の流量配分の内訳にはならない対策である。

※4 計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくするための堤防強化については、計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策が完了した後に、可能なものから実施する。

※5 流域対策で想定している整備箇所数の考え方など、流域対策の目標設定の考え方については、資料編参照

11-2

92-1, 2

## 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

### 1 正常流量の確保

- ③① 正常流量河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の渇水流量が $1.43\text{m}^3/\text{s}$ であり、概ね正常流量（ $1.5\text{m}^3/\text{s}$ ）を満足しているが、より豊かな水流量の確保を目標とし、以下の取り組みを進めるによって合理的な水利用の促進に努める。合理的な水利用の促進により、正常流量の確保に努める。なお、地下水は、渇水時の河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、地下水かん養機能の保全に取り組む。 } 157
- ②② 水流量の確保を目標とし、以下の取り組みを進めるによって合理的な水利用の促進に努める。合理的な水利用の促進により、正常流量の確保に努める。なお、地下水は、渇水時の河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、地下水かん養機能の保全に取り組む。 } 184

#### （1）流水利用の適正化

農業用水の慣行水利権については、取水実態の把握に努めるとともに、取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て、許可水利権への切り替えを進めるなど、河川流水の適正な利用を図る。

#### （2）適正な水利用

長期的な近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響により、渇水リスクが増していることを踏まえ、河川の豊かな流れを確保するため、流域市など関係機関と連携して、節水の啓発、水利用の合理化、雨水・再生水利用の促進により、適正な水利用を推進する。 } ⑦ 162

### 2 緊急時の水利用

#### （1）渇水調整および広域的水融通の円滑化

渇水時には、被害を最小限におさえるため、渇水調整会議等を設置し、利水者に必要な情報提供を行うとともに、取水制限等の調整を行い、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。

また、水道施設の広域化により、水道水源や供給量の安定性を高めるため、関係機関および利水者と連携して、給水ネットワークの整備による広域的な水融通の円滑化に取り組む。

#### （2）緊急時の河川水利用

震災などの緊急時には、「防災ふれあい河川」として整備した護岸やアクセス路を活用して、河川水を消火用水や生活用水として取水できるよう配慮するとともに、ダム貯留水の利用ができるよう、ダムからの緊急放流などの措置を関係機関と連携して実施する。

### 3 健全な水循環の確保

兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づき、健全な水循環の確保を目指して、流域水循環の把握に努めるとともに、以下の実効性のある取り組みを実施する。 } 138  
158  
172

#### （1）保水・貯留機能の保全

森林や農地、ため池が有する保水・貯留機能を保全するために、適正な管理と多様な整備

を関係機関と連携して推進する。森林については、人工林の間伐により健全な森林を育成する「森林管理100%作戦」による、「里山林の再生」、「森林ボランティア育成1万人作戦」  
を展開する「新ひょうごの森づくり+」に取り組むとともに、「県民緑税」を活用し、緊急防災林、里山防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林等を整備する「災害に強い森づくり」を推進する。

} 14-1

## (2) 地下水かん養機能の保全

地下水かん養機能を保全するため、関係機関と連携して、公共施設における透水性舗装や浸透ますなどの貯留浸透施設の整備を推進する。

### 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

#### 1 動植物の生活環境の保全・再生

県では、これまで「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針<sup>※1</sup>に基づき、多自然川づくりに努めてきたところである。武庫川では、さらに河川整備に際して~~は~~、武庫川水系河川整備基本方針に掲げる「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下、「2つの原則」という。)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じることにより、武庫川水系の多種多様な動植物が生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。このため、水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会<sup>※2</sup>の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。

河川整備の実施箇所のうち、武庫川下流部（策堤区間・掘込区間）、武庫川上流部については、流域内で河川生態系の観点から重要な場所であるため、「2つの原則」を踏まえるとともに、「配慮を検討すべき「生物の生活空間」」※のもつ課題の改善も考慮のうえ、専門家の意見を聴きながら対策をとりまとめた。

上記以外の実施箇所については、「2つの原則」で検討の対象とする「種」や「生物の生活空間」が比較的少ないことから、事業実施の段階で「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果や「種」の分布状況、など「2つの原則」における知見を踏まえ、専門家の意見を聴きながら生態系に配慮した整備や対策を行う。

なお、河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき「生物の生活空間」があることから、動植物の生活環境の向上に向け、関係機関や地域住民の協力のもと、専門家の意見を聞くとともに、重点化を図りつつ優先順位の高いものから可能な限り改善に取り組む。

また上記の取り組みに加えて、かつての武庫川において多数生息が確認されていたアユを武庫川のシンボルフィッシュとして位置付け、関係機関や地域住民の適切な役割分担のもとの生息環境に着目し、「2つの原則」での対応を踏まえつつ、産卵場所や採餌場所、移動の連続性を確保するなど、魚類にとってより望ましい川づくりに努める。なおまた、地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動が円滑に進むよう、行政手続きの迅速化や技術面でのサポートなどを行う。

さらに、「2つの原則」の適用が全国的にも初めての取り組みであること、また事業実施には「2つの原則」にかかる対策を具体化するうえで、さらに検討する必要があることから、実施時において、留意事項等をとりまとめた手引きを作成する。あわせて、関係機関や地域住民、事業者などへの「2つの原則」の普及を目的に、パンフレットを作成する。

※配慮を検討すべき「生物の生活空間」とは、移動の連続性が阻害されている場所や外来生物の侵入している場所など、改善すべき課題のある場所である。

※1 平成8年5月に21世紀の川づくりのさきがけとなる基本的な考え方として「治水・利水」、「生態系」、「水文化・景観」、「親水」の4つの観点から、川づくりのあるべき姿として取りまとめた基本理念・基本方針である。

※2 「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会

143

## ②1 (1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方

河川整備に際しては、「2つの原則」を適用することにより、原則1に関しては重要な種、原則2に関しては評価された「生物の生活空間」の総量が、河川整備後もそれぞれ維持できるよう取り組む。

なお、河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき「生物の生活空間」があることから、動植物の生活環境の向上に向け、専門家の意見を聴くとともに、重点化を図りつつ優先順位の高いものから、関係機関や地域住民の協力のもと改善に取り組む。

143

④

## ②1 ① ~~ア~~：対象とする種の選定及び優れた「生物の生活空間」の把握

143

「2つの原則」を踏まえ、河川整備の実施箇所において、自然環境に関する対策を具体的に検討するために、対象とする「種」の選定及びその分布状況の把握や、優れた「生物の生活空間」の特定及びその「総量」の把握の考え方を整理した。

~~その上で、河川整備の実施による影響を適切な手法により評価し、原則1の「種」の絶滅を招かないための方策及び原則2の優れた「生物の生活空間」の「総量」を維持するための方策を検討した。~~

143

### 原則1：“流域内で種の絶滅を招かない”

武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生息・生育しうることを目標とする。ここでいう「種」とは、本来、武庫川水系に生息・生育する在来種を指す。

#### 【着眼点】

① 「個体」ではなく「種」に着目

種の絶滅を招かないという原則を設けることで、今いる生物が将来にわたり暮らせる川づくりを進める。「種」を評価の対象とすることで、「個体」の場合よりも自然環境に対する対応策への自由度を増やす。

② 武庫川水系内で対処

治水を優先する必要のある場合には、地元での対応に限定せずに、水系全体で戦略的に自然環境に配慮する。他地域からの個体の移植を安易に行うのではなく、水系内での個体群の維持を優先課題とする。

## ②1 ~~ア~~ 原則1：対象とする種の選定及びその分布状況の把握

143

### ○ 対象とする種の選定

原則1の対象とする「種」は、在来種の中から、河川を主要な生活空間とする種のうち、絶滅の危険性の高い特定種（兵庫県 ~~RDB~~ 版レッドデータブック 2003、環境省 ~~RDB~~ レッドリスト種）、特定種以外でも水系内での分布範囲が限られている種及び専門家が重要性を指摘する種とした。

31

### ○ 対象とする種の分布状況の把握

平成15年度に実施した「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果及びこれまでに水系内で実施された各種の環境調査の結果を用いて、水系内での種の分布状況

を把握した。

## 原則2：“流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する”

武庫川において生物の生活空間として優れていると判断された場所を、治水事業後も、その質と量の両面で確保することを目標とする。

### 【着眼点】

#### ①優れた「生物の生活空間」の抽出

優れた「生物の生活空間」においては、この生活空間の質と量の保全に努める。

#### ②総量で評価

「優れた生物の生活空間」を特定することで、数値によって定量化し、客観的な判断をする。

総量を維持することで、間接的にさまざまな「種」の絶滅リスクを軽減する。

#### ③保全と再生による総合的な環境対策

治水対策と環境対策の両立を図るためにには、空間的な棲み分けを強いられる場合がある。ある場所でやむなく生活環境の質が低下した分を、別の場所で保全や再生することで、総量を維持する。改修を行う際には、次のいずれかの手段を講じることとする。

i) 改修をやむなく実施する場合には、同じ規模で同質の生活環境を、改修区間内で再生する。

ii) 大規模な改修を実施することで改修区間での保全・再生が困難な場合には、同じ規模で同質の生活環境を水系内から抽出して保全および再生する。

iii) 改修により質の低下が予想されるが、生活環境の固有性および特殊性が高く、改修区間内の再生や、周辺地域や県内においても保全や再生の代替地が見あたらない場合には、計画を再考する。

(21) {イ【原則2：優れた「生物の生活空間」の特定及びその総量の把握】}

143

### ○優れていると判断される場所の特定

平成15年度に実施した「ひょうごの川・自然環境調査」等の調査結果を基に、  
冷水性種の種数や淵の密度などの評価指標から水系内で相対的に良好な状態にある場所を優れた「生物の生活空間」として特定した。

143

### ○優れた「生物の生活空間」の総量の把握

優れた「生物の生活空間」として特定した場所のうち、生物多様性の観点から中核的な範囲として特に保全すべき場所をユニット※数や箇所数により定量化し、そ

143

(23) {の値を「質」と「量」の両面で守らなければならない「総量」とした。(図4.3.1  
参照)}

※河川を500m単位で区切った区間の単位

(21) {②4：配慮を検討すべき「生物の生活空間」の把握}

143

水系内には、優れた「生物の生活空間」のほかに、水質の悪化、流れの分断といった生物の観点から改善すべき場所が存在している。環境改善を効果的に行うため、低水護岸の延長割合や外来植物群落の分布などの評価指標から配慮を検討すべき「生物

(23) {の生活空間》として整理した。(図4.3.2 参照)}

(23) { 10項目※1の評価指標より優れた「生物の生活空間」の中核的な範囲として抽出したユニットの重複状況と事業区間の位置を下図に示す

143-1

143

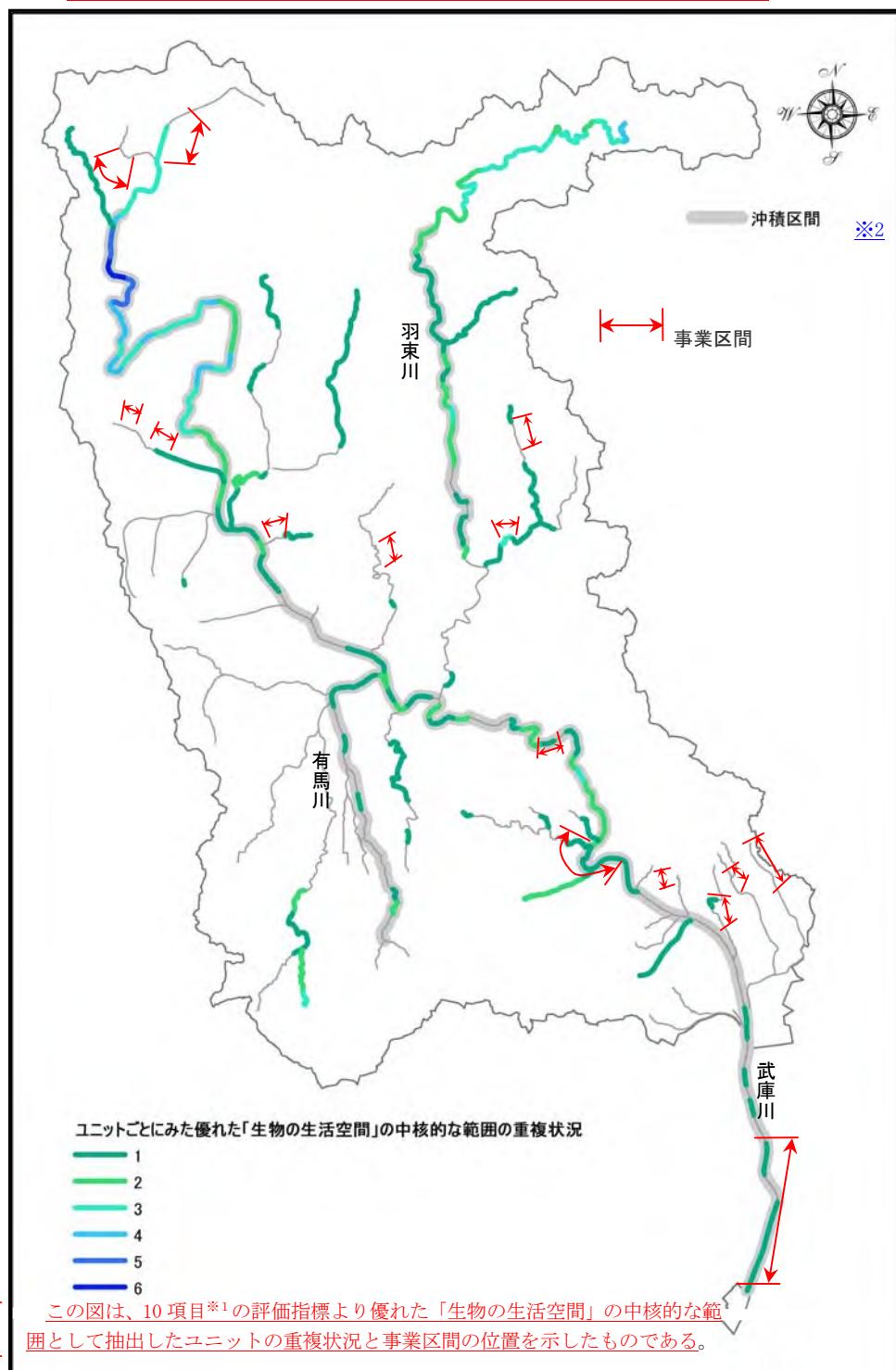


図 4.3.1 優れた「生物の生活空間」の範囲と河川対策の実施の場所との重ね図

※1 10項目の評価指標：①冷水性種の種数 ②森と川の隣接率 ③淵の密度 ④礫原草原に特有な植生の分布 ⑤渓谷に特有な植生の面積（種の個体数）⑥低層湿原の面積、低層湿原を擁する貴重性の高いヤナギ林の分布 ⑦オギ群集の面積 ⑧河畔林の面積、貴重性の高い河畔林の分布 ⑨在来種の種数 ⑩重要な種の種数

※2 「ひょうごの川・自然環境調査」では、全川を対象とした全区間調査と、沖積区間（武庫川本川、羽束川、有馬川）を対象とした沖積区間調査を実施している。

- ・全区間調査：横断工作物の現況、蛇行の変化、水際の護岸の現況、  
水質・水温の現況、魚類・底生動物調査
- ・沖積区間調査：堤外地面積の変化、瀬・淵の現況、後背水域の現況、植生調査

②3) 7項目<sup>※1</sup>の評価指標より配慮を検討すべき「生物の生活空間」の範囲として抽出したユニットの重複状況と事業区間の位置を下図に示す

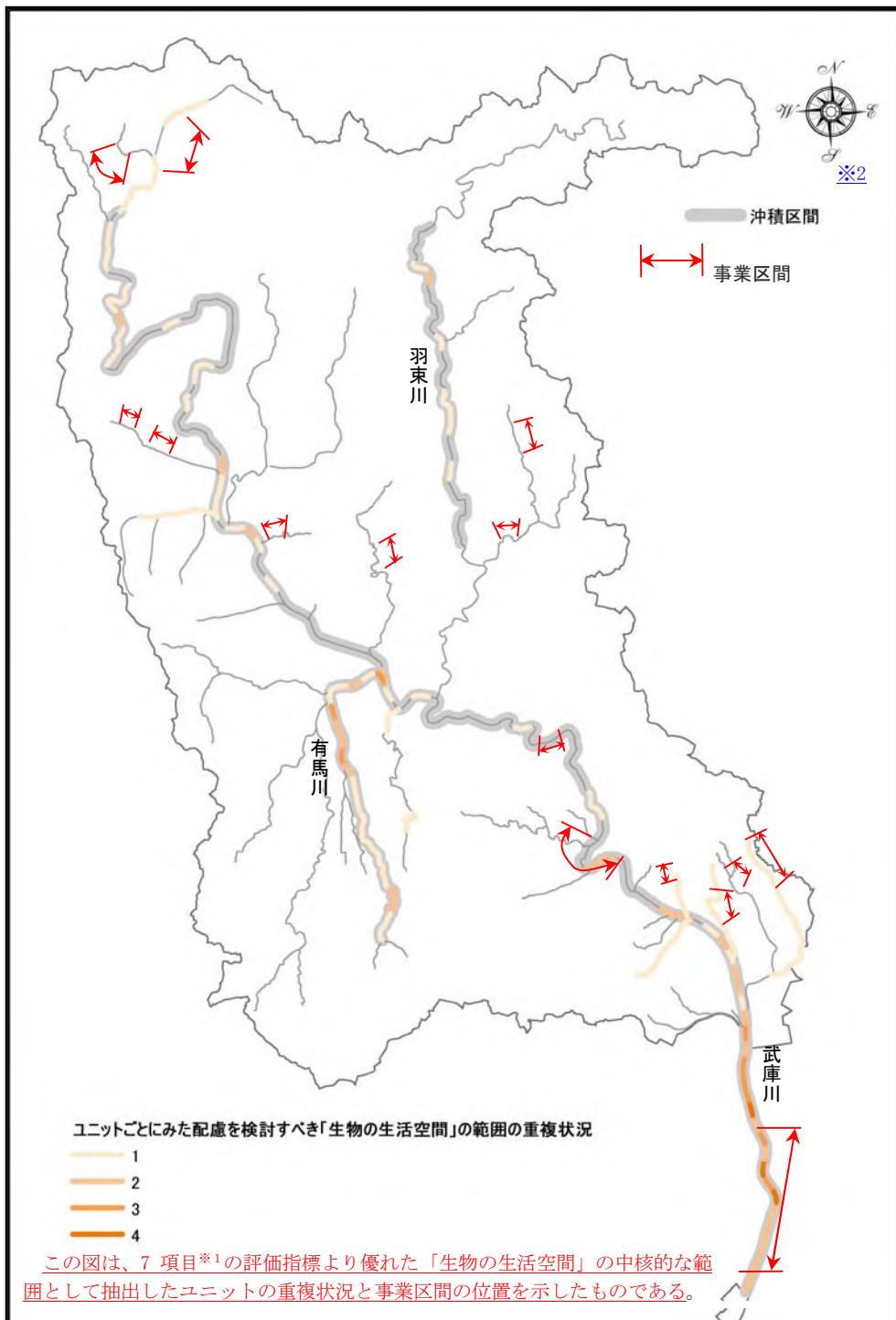


図 4.3.2 配慮を検討すべき「生物の生活空間」と河川対策の実施の場所との重ね図

※1 7項目の評価指標：①耐汚濁性種の個体数比率 ②汽水・回遊種の種数 ③水生生物の移動可能区間長 ④低水護岸の延長割合 ⑤礫原草原に特有な植生の分布 ⑥外来植物群落の分布 ⑦外来性魚類の生息及び生育確率の和

※2 「ひょうごの川・自然環境調査」では、全川を対象とした全区間調査と、沖積区間（武庫川本川、羽束川、有馬川）を対象とした沖積区間調査を実施している。

- ・全区間調査：横断工作物の現況、蛇行の変化、水際の護岸の現況、  
水質・水温の現況、魚類・底生動物調査
- ・沖積区間調査：堤外地面積の変化、瀬・淵の現況、後背水域の現況、植生調査

## ~~(1)~~ (2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策 } ②1

河川整備の実施箇所において、原則1の「種」と原則2の優れた「生物の生活空間」への影響を評価するとともに、配慮を検討すべき「生物の生活空間」への対応も考慮のうえ、多種多様な動植物の生活環境の保全・再生に向けた目標を設定し、その目標達成のために必要な対策を実施する。河川整備の実施箇所のうち、武庫川下流部（築堤区間・掘込区間）、武庫川上流部については、流域内で河川生態系の観点から重要な場所であるため、「2つの原則」を踏まえるとともに、“配慮を検討すべき「生物の生活空間」”のもつ課題の改善も考慮のうえ、専門家の意見を聴きながら基本的な対策についてとりまとめた。

143

(11) なお、事業実施前に地域住民等から新たな貴重種情報を入手した場合には、その取り扱いについて、専門家の意見を聴きつつ適切に対応する。

### ① 武庫川下流部築堤区間（河口～JR東海道線橋梁下流 約5.0km）

当区間は築堤区間であり、低水路は護岸が設置されている。特に、潮止堰より下流の汽水域では、矢板による垂直壁の護岸のために浅瀬や水際の植生は皆無である。汽水域は全域にわたって単調な環境であり、生物相は他の水系と比較しても著しく貧弱である。

また、かつては河口部に砂浜や干潟が存在していたが、現在は消失している。



写真 4.3.1 河口部

#### ア 動植物の生活環境の保全・再生に向けた目標

##### 目標 “汽水域の拡大と干潟の創出”

潮止堰は本来、塩水遡上防止の機能をもっているが、年々、地下水の利用が減少していることから、その役割が低下している。そこで、周辺の地下水の利用状況等を勘案し、適切に対応することを前提に、河床掘削に伴い、潮止堰等を撤去する。

このことにより汽水域が拡大し、移動の連続性が向上するため、将来的に汽水・回遊種の生息環境が改善される。

一方、汽水域が拡大すれば、ドジョウ等の生息する淡水域は縮小するが、流域内の生息地が多いこと、本来的に汽水域であることから特別な対策は不要である。

汽水・海水性の底生動物、魚類や鳥類の一部は、工事の影響で一時的に個体数の減少する区間が発生するものの、干潟をはじめとする多様な生息環境を創出することにより、隣接地からの種の供給による回復とこれまで以上の生物多様性が期待される。

なお、干潟の創出は、流下能力に余裕のある河口部河岸よりの箇所に予定しており、治水対策上、影響がないことを確認している。

145

(3)

## イ 主な対策

目標を達成するために、以下の対策を実施する。

### 対策 1 魚類等の移動の連続性確保

河床掘削に併せて潮止堰等を撤去することにより、汽水・回遊種の生息環境の改善を図り、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流側の床止めに設置している魚道を改良する。



写真 4.3.2 潮止堰

### 対策 2 干潟の創出

河口部における生物多様性の回復やアユ等の生息場所確保のために、水制工等を設置して干潟の創出に努める。



図 4.3.13 干潟創出イメージ

## ② 武庫川下流部掘込区間（生瀬大橋～名塩川合流点 約2.5km）

当区間は、武庫川峡谷部直下の市街地を流れる区間であり、峡谷の出口付近には自然性の高い礫河原が残されており、水衝部の岩場には局所的にサツキ等の岩上植物が分布している。魚類では、アユをはじめ、アカザやアブラボテ、底生動物では、キイロサナエ、ミヤマサナエなどが生息している。



155

### ア 動植物の生活環境の保全・再生に向けた目標

#### 目標 “礫河原の再生”

河床掘削により、西宝橋付近の礫河原や瀬・淵が消失するため、早期再生に向けた積極的な取り組みが必要である。

洪水時に一定規模以上の攪乱が必要なサツキ等の岩上植物については、改修後も生育場所の流況は大きく変化しないことから、影響は少ないと予想される。

魚類や底生動物は、工事の影響で一時的に個体数は減少するが、川の営力により瀬・淵の形成を促進するとともに、礫河原が維持されるよう河道形状を設定することにより、隣接地からの種の供給による回復が期待される。



写真 4.3.4 サツキ

なお、現状の河道形態を保全するため、スライドダウンによって、現状よりも濶筋を深く掘削することとなるが、当該区間の上下流部には深い淵が存在していることから、縦断的な濶筋の連続性が確保できることを確認している。

145

(3)

## イ 主な対策

目標を達成するために、以下の対策を実施する。

### 対策 1 磯河原と瀬・淵の再生

磯河原に特有な植生の生育環境及びアユ等の生息環境を保全するため、現状の砂州形状や磯河原の比高を考慮した河床掘削を行い、みお筋や磯河原及び瀬・淵を再生する。

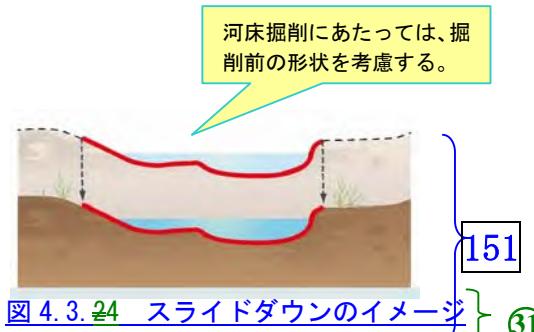


図 4.3.24 スライドダウンのイメージ } ③

### 対策 2 外来植物の除去

河床掘削により、磯河原に繁茂しているシナダレスズメガヤを除去する。

また、関係機関や地域住民と連携して、種子の供給源となる、上流や周辺のシナダレスズメガヤの除去に努める。

### 対策 3 代償措置としての磯河原の再生

当該区間では、工事後も磯河原の再生に向けて順応的管理<sup>\*</sup>に努めるが、結果として、~~た対策を実施するが、現状と同程度の磯河原を再生できない可能性があるため、~~その場合は、代償措置として区間外での再生を検討する。

<sup>\*</sup>工事後のモニタリングを通じて自然生態系の回復状況を確認しながら、必要に応じて措置を講じることにより川の営力回復を促す行為。

22

## ③ 武庫川上流部（岩鼻橋～山崎橋 約 1.9 km）

当区間は河床勾配が小さく、緩やかな流れを好むタナゴ類や二枚貝類をはじめ、貴重種を含む多くの種の魚類や底生動物、水生植物が生息・生育しており、全県的にも生物多様性が高い区間である。



写真 4.3.5 武庫川上流部

### ア 動植物の生活環境の保全・再生に向けた目標

#### 目標 “タナゴ類の生息環境の再生”

河床掘削により、瀬・淵等の多様な生活環境が消失するため、早期再生に向けた積極的な取り組みが必要である。タナゴ類をはじめとする魚類や底生動物は、工事の影響で

一時的に個体数は減少するが、多様な生息環境を再生することにより、隣接地からの種の供給による回復が期待される。ただし、移動性が低いオグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類は、河床掘削により著しく個体数が減少するため、移植対策が必要である。なお、当該区間の河川整備にあたっては、改修後も現況河床幅と同程度の河床幅を確保できることから、瀬筋・淵・ワンドの再生などの対策を講じることが可能であることを確認している。

**145**

(3)



写真 4.3.6 カネヒラ (タナゴ類)

#### イ 主な対策

目標を達成するために、以下の対策を実施する。

##### 対策 1 みお筋の再生

ナガエミクリ等が生育する水際の低層湿原や、タナゴ類の生息場所となる緩やかな流れを再生するため、現況と同様に蛇行部を確保してみお筋を再生する。



図 4.3.356 みお筋の再生イメージ

⑩

##### 対策 2 瀬・淵の再生

河道が直線的で河床勾配が一定な区間に木杭や根固工等を設置して、その周囲または下流に深みができる工夫を行い、淵を再生するとともに淵の下流に瀬を再生する。



写真 4.3.7 淵の再生例

##### 対策 3 ワンド・たまりの再生

河床を平坦にせず、横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化をもたらす。また、ワンド・たまりを再生し、洪水時における稚魚や移動能力が低い種の避難場所を確保する。

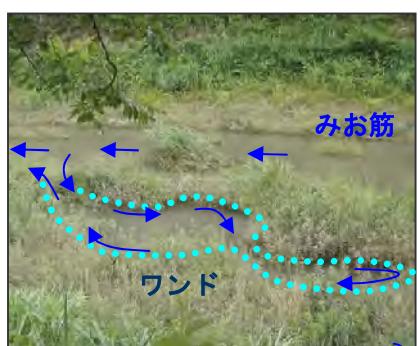


写真 4.3.8 ワンドの再生例

##### 対策 4 オギ群集の再生

オギ群集の早期再生のため、現地発生した表土を仮置きし、再利用する。

##### 対策 5 代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出

当該区間では、工事後も瀬・淵やワンド等の多様な生息・生育環境の再生に向けて順応的管理<sup>※</sup>に努めるが、結果として、対策を実施するが、現状の環境を維持できない可能性があるため、その場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。

22  
⑥

② (3) 天然アユが遡上する川づくり } ②1

アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。このため、現在、平成 21 年度から 3 年程度を目処に、アユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査を実施しており、いる。その結果を踏まえて、関係者や地域住民の適切な役割を分担のもと、魚道の改善や濁筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。



写真 4.3.9 武庫川で捕獲されたアユ

137

139

156

## 2 良好的な景観の保全・創出

自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出するため、武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性にも配慮した川づくりつつ、地域と一体となった景観形成に努める。

140-1

140

153-1

153

また、現在の自然環境を保全維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境を積極的に活用し育てる働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につなげていく。

県では、地域景観マスターPLANを丹波地域で策定して、武庫川を地域の景観形成の重点軸として位置づけており、下流域では各市町が景観に関する条例を制定している。それぞれの地域の個性を尊重しながら、武庫川の河川空間の「景観」と沿川の「地域景観」を一体のものとして考え、各主体と連携して、地域の風景として魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていく。

91

このことから、河川整備にあたっての際には、河川が地域景観を構成する重要な景観要素のひとつであることを念頭におき、関係機関や地域住民と連携する中で治水との整合を図りつつ、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観の調和を図ることを目的に定めた「兵庫県公共施設景観指針」※をもとに、周辺の景観にも配慮した施設整備に努める。具体的には、地域固有の生態系を保全するとともに、可能な限り自然素材や多自然工法を採用し、構造物の明度・彩度・肌理（テクスチャー）と周囲との調和などに配慮するほか、治水上支障がない範囲において、堤防法面や高水敷の緑化修景にも努める。

140

特に下流部築堤区間においては、クロマツやアキニレ等の高木樹により良好な景観が形成されており、河川敷の一部が風致地区に指定されている。このことから、河川整備にあたっては、樹木伐採を必要最小限とする工法を検討するなど、良好な景観の保全に努める。

また、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある河川景観の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。

140-1

なお、地域のまちづくりにあわせた川の景観づくりが必要な場合には、各市からの要請に応じて連携し、地域の個性に配慮した景観づくりに向けて協働して協力する取り組む。

※ 「景観の形成等に関する条例」第29条の6の規定に基づき、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域との景観の調和を図ることを目的に定めた指針

## 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保

武庫川の河川空間は、陸域、水域で地域住民の身近な憩いの場として多様な利用が行われていることから。今後も、自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用などを、多様な要請に応えられるよう努める。

179

また、地域の人々に武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、関係

機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。

河川の水面利用に関しては、[流域市沿川自治体](#)や関係機関などと連携して秩序ある利用に  
努める。 } 91

なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。

## 4 水質の向上

武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指し  
157-2〔て、環境基準の水域類型等の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、以下〕112-1  
157-1  
の取り組みを進める。

### (1) 下水道整備の推進

武庫川水系では、下水道を含めた生活排水処理率が99%を超えており、整備が概成している。今後は下水処理施設の高度処理化や合流式下水道改善事業などにより、放流水のさらなる水質改善に努めていく。

### (2) 水質調査等の継続実施

定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施することにより、水質の状況を的確に把握する。

### (3) 水質事故への対応

油等の河川への流出事故については、流域7市の水道事業者で構成する「武庫川水質連絡会議」※等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。

※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業体で構成する連絡会議

### (4) わかりやすい水質指標による調査

地域住民が身近な河川の水質調査を行うことを通じて、川とのつながりを深めるために、BOD等の科学的指標のみでなく、わかりやすい水質指標による調査※の実施を、関係機関と連携して検討する。

※国土交通省が、「今後の河川水質管理の指標について（案）」を平成17年3月にとりまとめ、一級河川において、透視度や臭いなどの新しい水質指標により実施している調査

### (5) 水生植物による自然浄化機能の向上

河積に余裕がある箇所については、周辺景観との調和や動植物の生活空間の再生等を考慮しつつ、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進めることにより、自然浄化機能の向上に努める。

## 第4節 河川の維持管理等に関する事項

### 1 河川の維持管理

河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導を目標に、平成21年度に策定した「兵庫県武庫川流域河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。

#### (1) 維持・修繕工事の実施

##### ① 河道、堤防、護岸等

河道については、河床低下や異常な洗掘箇所について、根固め工などの洗掘対策を行うほか、土砂堆積や樹木の繁茂により流下能力が著しく低下している箇所については、河道掘削等を実施する。堤防・護岸は、堤防の決壊や護岸の崩壊などの重大な被害が生じないよう変状箇所については、修繕工事を実施する。

特に、武庫川下流部の築堤区間の沿川は高度に市街化しているため、ひとたび氾濫すると甚大な被害が想定される。その区間の河口付近は河川勾配が緩いため、土砂が堆積しやすく、また、屈曲部においては外岸側が洗掘されやすいことから、重点的に維持管理を行う「特に治水上等の影響が特に大きい区間」に設定し、定期的な横断測量や堤防・護岸の点検を行い、必要に応じて維持掘削、堤防・護岸の修繕工事を行う。

##### ② 親水施設等

親水護岸、遊歩道、坂路、手すり等の河川利用施設及び急激な水位上昇が予想される親水施設に設置した警報システムや避難誘導施設について、機能が常に確保されるよう老朽化したものについては更新する。

##### ③ 樹木倒木等

河川区域内の樹木等について巡視・点検を行い、樹勢が劣り洪水時に倒れて堤防の安全性に悪影響を及ぼすような樹木は伐採・抜根するなど、適切な樹木管理を行う。併せて、治水上支障となる樹木の伐採や、治水上の支障がない範囲での植樹など、適正な樹木管理について検討する。河川区域内の竹木等について、倒木等により河川利用者や近隣家屋等に被害が及ばないように努める。

⑤

⑤

5

23

34

##### ④ 水文観測施設

雨量計・水位計など水文観測施設については、機能が常に確保されるよう適切に維持管理し、老朽化したものについては更新を行う。特に水位計については、土砂の堆積等により水位の計測に支障がないようにする。

#### (2) 不法行為等への指導

治水上著しい支障がある不法行為については、関係部局とも連携しながら不法行為者への指導に努める。

### (3) 除草・清掃の実施

県と市が共同で行うクリーン作戦などにより、安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的として除草、清掃を実施する。また、クリーン作戦や河川愛護活動、ひょうごアドプトなど地元の協力を活用して清掃を実施する。特に親水公園や利用者の多い箇所については、定期的に除草、清掃し良好な河川環境の確保に努める。

また、河川愛護活動、ひょうごアドプトなど、住民や団体の自主的な河川の除草、清掃活動に対して清掃資材提供等の支援を行う。

なお、これらの活動により発生したゴミについては、県、市が適切に処理を行う。

29

29

### (4) 適切な施設操作の実施

樋門等については、適正に機能するように操作の実施・指導に努める。また、水防時には、水防倉庫を適正に活用する。

### (5) 占用許可工作物への適切指導

井堰や橋梁などの占用許可工作物の機能が適切に確保されるように、施設管理者に対して指導するとともに、必要に応じて管理状況の報告を求める。

井堰、橋梁等の占用許可工作物については、河川管理上支障となるおそれがある場合は、速やかに点検、修繕等を実施するよう施設管理者を指導する。

このうち、河川管理施設等構造令(昭和 51 年施行)の制定以前に建設された経緯から、現行の構造基準を満たしていない施設については、現行の構造基準を満たすよう施設管理者を指導していく。

また、洪水で堤防が決壊する恐れがある場合に、武庫川へのポンプ排水を続けると、水位上昇を助長し、越水や堤防の決壊を引き起こす可能性があるため、地元市や下水道管理者等と協議し、出水洪水時における排水ポンプ場の排水について合理的な運転調整方法を定めていく。

なお、県の流域下水道の中継ポンプ場については、堤防の決壊等の危険が切迫した緊急時には、河川管理者の指示により、緊急避難措置として、排水ポンプの運転を停止することとしている。

(5)

109

## 2 流域連携

阪神間の市街地を貫流する武庫川は、ふれあいと憩いの空間として多くの市民に親しまれている。この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、武庫川を軸とした流域づくりに取りくむ。「参画と協働」

による武庫川づくりを基本として、地域住民等と、N.P.O.、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、以下の二点を柱とした武庫川づくりを行うに取り組む。

県が行う河川の整備等や、流域市と連携して取り組む流域対策、減災対策において、地域

141

141-1

141-2

171

②9

- ②9 〔住民等が参画、協働する取り組みを積極的に進めるとともに、河川整備に関する情報を地域住民等と共有することで、地域社会と河川の良好な関係の構築に努める。〕 〔25〕
- 〔また、多様な主体が取り組む武庫川づくりについては、活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮するとともに、公平性、透明性を持った支援に引き続き取り組む。また、活動主体からの情報の共有や相互の連携に対するニーズの高まりに応じて、新たに連携・交流の機会の創出などの支援策を検討する。〕
- 〔地域の多様な主体が連携して流域づくりを進めていくため、活動を行う地域住民や市民団体等の主体の自主性、主体性を損なうことのないよう配慮しつつ、地域づくりやイベント、助成金等の支援措置に関する情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有、川づくりに参画する場の提供などの支援について、流域市などの関係機関と連携して取り組む。〕
- 〔また、将来を担う子供達をはじめとした多様な世代への、武庫川の多様な自然環境を活用した環境学習、洪水等の水害リスクに対する意識の向上を図る防災学習、武庫川に関する歴史・文化資源を活用した文化学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組む。〕
- ②9 〔(1) 参画と協働による新たな取り組み地域社会と河川の良好な関係の構築  
 「ひょうごアドプト」などの地域住民等と協働連携した河川の維持管理等について、  
引き続き取り組むとともに、新たに以下の取り組みを進める。さらに、本計画に位置づけた事業や施策を地域住民等と連携して推進するため、以下の新たな取り組みを進める。〕 〔141〕  
 〔141-1〕  
 〔141-2〕  
 〔171〕
- ① 流域対策・減災対策  
 流域市と連携、協力し、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、地域住民等の理解と協力を得て、学校、公園、ため池を利用した貯留施設の整備を進める。また、水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知を図るため、地域住民に直接働きかけて、わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどを支援する。
- ② 動植物の生活環境の保全・再生  
 関係者や地域住民との連携・適切な役割分担のもと、シンボルフィッシュであるアユが遡上する川づくりや、外来種除去を通じた在来種の保全などに取り組む。
- ③ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等  
 河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等を地域住民等の参画と協働のもとで進める。
- ④ 水質の向上  
 地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深めることができるよう、わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。
- ②9 〔(2) 活動主体のニーズを踏まえ検討する多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援策  
 県では、多様な主体が取り組む武庫川づくりについて、活動資金の助成、活動主体の情報発信や相互の連携・交流の支援などを行っている。支援にあたっては、公平性、透〕 〔25〕

- 明性を基本に、活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮している。
- こうした支援に引き続き取り組むとともに、活動主体からの情報の共有や相互の連携に対するニーズの高まりに応じて、以下の支援策を検討する。
- ~~活動資金の助成、活動主体の情報発信や相互の連携・交流の支援などに引き続き取り組むとともに、活動主体からの情報の共有や相互の連携に対するニーズの高まりに応じて、以下の支援策を検討する。~~
- ① 連携・交流のための機会提供
- 活動主体がその活動内容を報告 64-2 の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催を検討する。
- ② 連携・交流のための情報提供発信
- 活動主体の概要やその活動内容などの情報を提供~~発信~~するホームページの作成などについて検討する。

### 3 モニタリング

- 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行うため、流域内の雨量観測、河川の水位・流量観測、土砂堆積、水質、植生、魚類、底生動物、瀬・淵等の調査を継続して行い、
- 13-1 その結果を記録して必要なデータを蓄積し、~~するとともに、これらのデータを活用した河川管理技術の向上に努め、河川計画・河川管理に役立てる~~。
- また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。

141  
141-1  
141-2  
171  
27

27  
31  
113

## 4 河川整備計画のフォローアップ

~~河川整備は長期間を要するものであるため、本計画実施の各段階において「参画と協働」のもとで整備を進めていく。~~

~~本計画の実施にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮するとともに、~~

~~また、本計画の着実な推進を図るため、P D C Aサイクルの考え方に基づいた進行管理、新たに学識経験者と地域住民で構成する「武庫川水系河川整備計画の実施に関するフォローアップ委員会(仮称)」の設置、を設けて、本計画の施策の実施状況等についてを委員会に報告するとともに意見を聴き、河川整備等の着実な推進につなげる。実施状況等については、地域住民等との情報の共有化を図るため、適宜情報発信を行う。~~

⑯

142

170

⑯-3

134-3

142-1

142-2

⑯-1

⑯-2

⑯-3

170-1

### (1) 河川整備計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みを導入することとし、どのような進行管理の仕組みが可能か検討を行ったうえで、下記のフォローアップ委員会の意見を聴き、具体化を図る。

### (2) フォローアップ委員会の設置

新たに、学識経験者と地域住民で構成するフォローアップ委員会を設け、事業や施策の実施状況等を、定期的に委員会に報告し意見を聴く。

また、P D C Aサイクルによる進行管理の仕組みが具体化した段階で、事業や施策の実施状況の点検・評価を行い、それをフォローアップ委員会に報告することで説明責任を果たすとともに、委員会から意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善につなげていく。

### (3) 地域住民等との情報の共有

本計画への地域住民等の理解と協力を得るため、本計画に位置づけた事業や施策の実施状況等について情報発信し、地域住民等との情報の共有化を図る。